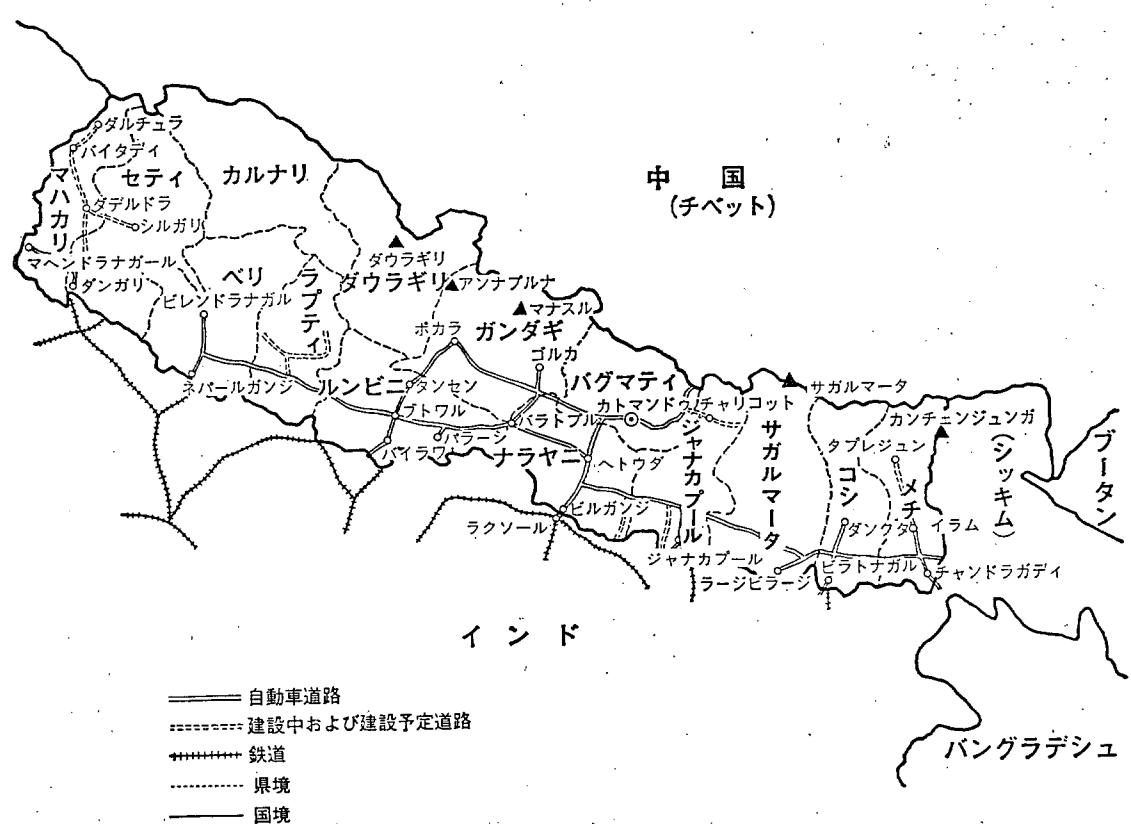


ネパール

ネパール王国

面積 14万1000km²
 人口 1960万人（1991年央、IMF推計）
 首都 カトマンドゥ
 言語 ネパール語
 宗教 ヒンドゥー教および仏教
 政体 立憲君主制
 元首 ピレンドラ国王
 通貨 ルピー（1米ドル=42.742ルピー、1992年平均）
 会計年度 7月16日～7月15日



1992年のネパール

政治体制整備が進展

いの うえ きょう こ
井 上 恭 子

1990年の民主化以降、各面で新政治体制の整備が進んでいる。90年末には新憲法が公布され、91年5月には国家代議員会議(下院)議員選挙が実施された。この選挙で、左派を抑えて議会過半数勢力を確保したネパーリー・コングレス(NC)が、内閣を結成した。首相にはコイララがついた。続いての体制整備では、92年4月に地方自治体法が公布された。この法律に従い92年5月から6月にかけて、地方自治体委員選挙が実施され、その結果、政治体制民主化の重要な柱である地方自治制度が構築された。地方自治制度の整備は新政治体制のなかで、「ディセントラライゼーション」つまり地方分権化もしくは地方参加型行政の樹立という意味で強調されている。この選挙では、中央与党であるNCが優位を保持した。しかし地域的には、野党と勢力が拮抗しているところもある。

◎地方自治体選挙 1992年4月に施行された地方自治体法は、3法からなっている。この3法は、人口規模によって区分される都／市／町／村(以下、都市町村と記述)とその上の郡という2層の行政単位別に、村開発委員会法と市委員会法、郡開発委員会法という構成である。都市町および村が地方自治体法で扱う末端の単位となり、郡は都市町村の上部単位となっている。92年時点での自治体数は、村が3995、都市町が36となっている。郡の数はこれまでと同様75である。従来は郡をまとめた県(全14県)が行政単位としてあったが、新体制下では県は地方自治の単位としては扱われず、郡が中央と直結している。

新しく発足した地方自治体制は、基本となる都市町村のうち都市町に、行政決議・決定・執行の自治体機関として市委員会を置き、村には村開発委員会を置いている。村開発委員会は、委員長、副委員長各1名と委員で構成され、委員長、副委

員長は村内の有権者(18歳以上)による直接選挙で、委員は村内の各区毎に1名がやはり直接選挙で選出される。一方、市委員会は、市長、副市長、委員の構成で、村開発委員会同様、市長、副市長は有権者直接投票、委員は区単位に1名ずつ投票で選出される。任期は5年である。業務は、住民に密着した日常的な事項に目を届かせ、対処することが中心的となっている。それと同時に、独自の経済開発計画の作成・実行の責任と権限が、市委員会・村開発委員会に委ねられている。

新制度が旧制度と最も異なる点は、都市町村自治体は独自の財源調達権限が明確な規定で付与され、これに中央政府から直接または上部機関である郡開発委員会を通じた資金移転や借入金などを加えて、中央政府の承認のうえで独自に年次経済開発計画を作成し、遂行できる点である。計画は、所得、雇用その他の経済効果の面で地元への利益還元を優先したものであること、計画の各プロジェクトが資金的にも技術的にも実行可能であることなどの条件を課されているが、開発事業への都市町村自治体の参加は制度的にも実質的にも拡大している。中央政府による地方自治体の監督権限としては、中央政府に村開発委員会および市委員会の停止・解散権を与えており、住民のリコール権はない。中央政府からは、行政事務官が派遣される。

村開発委員会・市委員会の上部組織である郡開発委員会は、郡内の市委員会・村開発委員会からの互選による委員長、副委員長、委員で構成される。郡開発委員会は郡における計画作成、執行機関の役割を持つ。郡内の都市町村自治体の一般活動の監督、開発計画の調整・指導・監督、中央政府との連絡も、郡開発委員会の重要な機能となっている。都市町村の場合と同様に、郡開発委員会の停止、解散権は中央政府にある。中央政府・地

都市町村委員会選挙結果

	ネパーリー・コングレス				ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義者)				民族民主 党			
	委員長	副委員長	委員	合計	委員長	副委員長	委員	合計	委員長	副委員長	委員	合計
東部開発区	512	471	4,016	4,999	276	309	2,598	3,183	48	47	662	757
中央部開発区	593	545	4,930	6,068	335	373	3,072	3,780	148	152	1,515	1,815
西部開発区	508	480	4,171	5,159	217	225	2,124	2,566	43	48	500	591
中西部開発区	338	329	2,730	3,397	86	99	880	1,065	41	40	573	654
極西部開発区	275	273	2,167	2,715	76	84	828	988	28	29	455	512
党派別合計	2,226	2,098	18,014	22,338	990	1,090	9,502	11,582	308	316	3,705	4,329

	ネパール・サドバヴァナ党				統一人民戦線	無所属	選挙議席合計				総議席
	委員長	副委員長	委員	合計	合計	合計	委員長	副委員長	委員	合計	
東部開発区	37	35	353	425	176	559	915	915	8,269	10,099	10,107
中央部開発区	28	23	317	368	817	857	1,240	1,240	11,225	13,705	12,729
西部開発区	53	59	387	499	412	591	891	891	8,036	9,818	9,833
中西部開発区	1	0	15	16	855	477	587	587	5,290	6,464	6,472
極西部開発区	0	0	0	0	7	155	398	398	3,581	4,377	4,398
党派別合計	119	117	1,072	1,308	2,267	2,639	4,031	4,031	36,401	44,463	44,539

(出所) 井上恭子「ネパールにおける地方自治制度の形成」(『アジアトレンド』1993-I, No.61)80ページ。

方開発省から2級公務員が郡事務官として派遣される。

上記の法律にもとづき、都市町村委員会選挙の投票が5月28日と30日に実施された。村開発委員会と市委員会の委員長・市長が4031、副委員長・副市长が同じく4031、委員が村開発委員会委員と市委員会委員は定員が3万6477のところ選挙やり直しが76あったため委員の投票議席数は3万6401、したがって総投票議席数は定員4万4539に対して4万4463となった。

今回の地方自治体選挙で浮上した議論は、開発行政のうえで、どのような中央・地方の政党関係が望ましいのかというものである。中央政府与党的NCは、地方自治体を中央与党が掌握することが円滑な地方開発を可能とすると主張し、これに對して野党は、野党こそが地方の声を反映できると訴えた。野党は、国内の少数意見、地域の少数民族意見を拾う策をとった。主な出馬政党は、下院与党的NC、野党第1党のネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者)(CPN(UML))、ネパール・サドバヴァナ党(NSP)、統一人民戦線と民族民主党である。前年の下院選挙では2派に分かれていた民族民主党は、その後合併し、この選挙では1党

として活動した。

表は、開発区分別、主要政党別に都市町村自治体選挙結果をまとめたものである。村数は3995、都市町数は36であるが、表ではこれらを区別せず都市町村委員会4031として一括した。また、村開発委員会委員長と市委員会市長は委員長として、同副委員長と副市长は副委員長としてまとめている。委員長、副委員長は全議席の投票が実行されたが、委員は総数3万6477のところ選挙やり直し議席が76出たため、選挙議席は3万6401となった。表に従って政党別の議席獲得結果を見る。まず下院与党的NCは、総選挙議席の50%強の議席を獲得した。同党の委員長獲得率は55%余りとなっている。NCの議席獲得率は下院選挙と比べると少し落ちた。開発区分別の結果では、東部開発区と中央部開発区では議席獲得率が50%を割り、極西部開発区では60%を超えており、これはNCの議席獲得率が他の政党よりも高いことを示す。

次に下院野党第1党であるCPN(UML)の結果では、まず議席獲得率は、下院選挙では34%であったのに対して、この選挙では26%へと後退した。議席獲得率の低下の理由としては、地方自治体選挙では中央との関係が重視されるために中央政府与党的NCが有利で、野党であるCPN(UML)は

不利であることが考えられる。CPN (UML) は、東部と中央部に強く、中西部開発区、極西部開発区では比較的低調である点で、NC と対照的である。

下院選挙で惨敗した旧体制派からなる民族民主党が1割近い議席数を確保している。開発区分に見た場合、中央部開発区での議席獲得率が高い。旧体制派の民族民主党の躍進をそのまま、旧体制支持派ないしは国王主権派の復活と見ることはできない。下院選挙では旧体制派イメージのために惨敗したが、地方自治体選挙では、旧体制時代に確立した地域指導者としての地位や、地域の利益代表としての影響力が有效地に働いたと見るほうが妥当である。その意味でこの党は、今後も開発計画など地元の利益にからんだ事項で既得権益擁護の発言を積極的に行なう過程で、勢力を伸ばしていくだろう。

地域政党 NSP と統一人民戦線も、勢力を維持していることを示した。ただし勢力の地域的偏在が目立つ。無所属議員の当選者比率は下院選挙結果より高くなっている。

NC と CPN(UML) の都市町村自治体選挙結果を75の郡単位で見ると、NC は全体的には優勢となっているなかで、はっきりと不振の郡もある。とくにカトマンドゥ盆地を含む中央部開発区と、中西部から東部の平野地帯では議席獲得率が低い。これに対して CPN (UML) は、東部開発区、統いて中央部開発区での勢力の存在と、下院選挙結果には現れなかった西部方面での勢力の存在も明らかとなっている。

また、中央部開発区の大半の郡とそのほかの開発区のいくつかの郡で、複数政党の勢力が拮抗状態にあることも、今回の地方選挙で明らかとなった。全国75郡中7郡で NC の獲得議席は CPN (UML) の議席を下回ったが、そのうち4郡が中央部開発区に、2郡が東部開発区にある。一方、第3位政党となった民族民主党は13郡で CPN(UML) を上回る議席を獲得し、そのうち6郡は中央部開発区である。このことは中央部開発区における政党勢力の拮抗傾向を示している。中央部開発区のカトマンドゥ盆地のカトマンドゥ市では NC と CPN(UML) が2大政党となり、ラリトプル、バクタブル両市でこれら2党に民族民主党が加わって

三つ巴となっている。このことは、これら3党の発言力が、今後の地方自治体制で大きな役割を担うことを予想させる。

都市町村自治体選挙の結果を受けて、郡開発委員会が選出された。郡開発委員会は、前述したように都市町村自治体委員の互選により間接選挙で選出される。つまり政党構成は、下部の地方自治体の政党構成をおおむね反映することになる。75郡中54郡を NC がおさえ、4郡を CPN (UML) が掌握した。のこる17郡は単独過半数政党がでなかった。これら17郡のうち9郡は中央部開発区にある。

こうして、都市町村委員会と郡開発委員会が成立した。全体的には、中央政府与党の NC が地方自治体の過半数を掌握したこと、波乱のない結果であったといえよう。しかし、局所的な政治・行政的摩擦の可能性は否定できない。とくに、政治的多様化現象が、ネパール政治の中枢を担う地域とくにカトマンドゥ盆地などで現出している点が重要である。

●経済の現状 『エコノミックサーベイ 1991/92 年度』は、91/92年度の当初9ヵ月実績にもとづいた通年GDP成長率を3.1%と推計している。これは前年度成長率5.5%（修正予測）から大きく後退している。1人当たり GDP (74/75年価格) は 1754ルピーで、前年度比1%の伸びにとどまった。成長率後退の原因として同書は、天候不順による農業生産の不振、特に食糧穀物生産の後退、インフレなどをあげている。農業部門の成長率は前年度成長率の2.8%を大幅に下回り、わずか0.5%であった。商品作物生産は前年度比9.1%の伸びを示しているが、食糧穀物生産は前年度生産実績より6.5%減の545万トンとなっている。穀、メイズ、小麦、ヒエ生産が軒並み減少した。非農業部門では、インドとの貿易協定・通過協定の調印（91年12月）および輸入ライセンス制度の手直しなどにより、工業部門と商業部門に改善がみられた。工業生産指標の伸びは15.7%と好調であった。

政府財政は、経常・開発支出の増大を政府歳入がまかないきれず、財政赤字が拡大するという形が続いている。政府財政赤字の対GDP比は、1980年代にはいって急増しており、現在は10%内外の

高い水準となっている。財政赤字の政府歳出比は80年代はほとんどの年度で40%を超えた。しかしこのところは、構造調整政策の下での財政健全化の効果も出始めているようだ、財政赤字の政府歳出比は91/92年度修正見積では36.7%に、92/93年度予算案では35.6%に抑えられている。

1992年7月11日に国会に提出された92/93年度予算案は、総額336億^{ルピー}(前年度修正見積246億^{ルピー})、歳入170億^{ルピー}(同133億^{ルピー})、うち増税7億^{ルピー}、外国グラント46億^{ルピー}(同23億^{ルピー})、これに対して財政赤字は120億^{ルピー}(同90億^{ルピー})、外国ローンは104億^{ルピー}(同71億^{ルピー})となっている。貧困軽減、行政改革、農村開発を重視するとし、予算案を出したアチャリア蔵相は、「予算案は貧困のサイクルを断ち切ることを目標としている」と強調した。

ネパール政府は、世界銀行指導のもとに、マクロ経済の安定、資源活用、投資効率化、公企業の経営効率化、民間部門の活性化を目標に、経済構造調整政策を実施している。第1次の構造調整計画は1987/88年度から89/90年度、第2次構造調整計画は89/90年度から91/92年度まで実施された。92/93年度からは第3次構造調整期に入っている。期間は3年間の予定である。特に財政赤字拡大抑制を主眼に財政再建、公企業経営の合理化、貿易・産業制度改革などが重点となっている。

このための措置の一環として、商業政策、産業政策(「参考資料」参照)、外国投資政策が1992年5月に発表され、構造調整政策の具体的な内容は8月に発表された。新商業政策は、82年に出された商業政策に代わるもので、貿易赤字縮小、輸出拡大を目標に、民間部門の積極的な参加を重視し、貿易多様化と輸出産業の後方リンクエージの充実を目指している。産業政策と外国投資政策は、民間部門の活用を念頭に、産業規制の大幅な緩和、外資への優遇措置が打ち出されている。さらに、公企業の民営化を進め民間企業の国有化を否定し、民間企業に政策介入しないことを約束し、国家経済にとって重要な部門で必要とあれば政府が内外企業との合弁で政府企業を設立することもあるが、そのような企業も政府のシェアを徐々に下げていくなどを明言している。工業製品価格統制は否定している。また、競争原理の導入を強調し、外国投資奨励では外国投資に便宜を図るために外国投

資窓口を一本化するとしている。さらに7月26日、政府は、まず公企業3社の民営化計画を発表し、公企業民営化のスケジュールに着手した。ただし民営化の方法では、株式の公開売却などではなく一括売却方式をとっていることから、一部に批判もある。これらの政策は、一つには世銀の指導で進めている経済構造調整政策の一環としてとられた規制緩和策であるが、同時に、インドの経済自由化政策の進行を念頭に置いて出されたものである。

ネパール金融当局が、1991年から92年にかけて実施した為替調整もインドの為替管理政策の変更にあわせたものである。91年には、7月1日にネパール・ルピーをインド・ルピーに対して1.79%切り上げ、続いて7月3日にネパール・ルピーを対ドル20.9%切り下げた。さらに92年にはいって3月3日、ルピー交換性の部分的自由化を決定した。時期的・内容的にインドの為替政策に追随している。3月3日の措置は、輸出による外貨収入の65%を市場価格で通貨当局に売却し、残る35%はネパール国立銀行(NRB)に公的レートで売却するというもので、4日から実行となった。NRBは為替変動が大きくなった場合に介入し、政府は輸入価格上昇には関税調整で対応する方針をとる。

1990年に開始予定であった第8次計画は、政治的混乱で遅れていたが、92年7月からスタートし、政治体制変更後初の開発計画となる。地方開発重視、農業開発、貧困解消、人的資源開発、民間部門活用などが重点として取りあげられている。

●対インド関係 1991年12月、コイララ首相がインドを訪れた際、懸案の貿易条約、通過条約調印とともに、水資源開発(河川開発、タナクプル堰建設)などで協力協定を結んだ。この協定内容が政治的問題となった。2月22日の国会では、NSPを除く全野党が、首相訪問でインドと交わした協定の詳細説明を要求し、退場した。ネパール東部のインド国境にインドが建築したタナクプル堰が、ネパール領も利用しているとの疑惑があり、その詳細を求めたものである。これに対して政府ははっきりとした釈明ができず、議会が紛糾した。

対インド関係、なかでも河川の共同利用、水資源共同開発問題は、ネパール側で常に政治問題と

なる。大国インドに隣接する小国で、インドに経済的生命線を握られている事実から、ネパールの対インド外交は、自國利益擁護・インドとの協力といった問題がからむと国内で政治問題化する。特に体制改革で政党活動が再導入されたことから、この問題の政治化は避けられなくなった。野党のなかでも CPN (UML) は、資源ナショナリズムを持ち出して、河川利用に関してインドとの協力(譲歩)を重視する NC を批判する。一方インドは、ネパールを経てインドに流入する河川の利用もしくは制御を自國経済にとって不可欠なものと考えているのである。

その後、10月にラオ・インド首相がネパールを公式訪問した。経済協力、ネパール商品のインドへの輸出優遇問題などがこの訪問で進展した。10月21日に発表された共同コミュニケは、二国間協力を強化し、ネパール製品の対インド輸出制度の簡素化を進めることなどを約束している。特にネパール製品の対インド輸出問題では、関税・量規制なくインドに輸出できるネパール製品の決定に際して、ネパール人労働・ネパール原材料・インド原材料の構成比が出荷価格の 50% (従来は 55%) を超えるネパール製品はインドに関税・量規制なく輸出できることとなった。また、ネパールは現行のインド・ルピーでの支払に加えて外貨払いいでインド品を輸入できることとなった。これは、価格引き下げ効果とインド・ルピー勘定への圧力を緩和する効果を持つ。さらにインドは、ネパールへのスタンダパイ・クレディット額を現在の 3 億 5000 万インド・ルピーから 5 億インド・ルピーに引き上げた。さらにその期間の金利も 7 % で維持することとなった。これはインド通貨勘定への緩和措置である。さらにインドは、ネパールにおけるインド・ネパール合弁へのインド政府の手続きの簡素化も約束した。

この訪問では当然、水資源開発も話し合われた。1991年のコイララ首相のインド訪問での合意に従い、いくつかの河川プロジェクトの調査と報告書の作成に合意した。また、洪水予知・警戒システム、洪水予防護岸工事、電力交換でも調査を進めることで合意した。

問題のタナクプル堰に関しては、ネパールの管轄下にある土地でネパールが完全に権利を行使で

きること、このプロジェクトでは河水を消費目的で使用しないこと、この堰で消失している国境柱は 5 月までに回復させることなどで合意している。この合意から、タナクプル堰建設では、ネパール領土が利用されていることが明らかとなった。この問題は憲法問題に発展した。1990 年憲法は第 126 条第 2 項で、天然資源、領土などに関する条約・協定の批准は国会両院 3 分の 2 の賛成を要すると規定しており、タナクプル堰問題はこれに抵触する可能性があるのである。

この問題は法廷に持ち出され、12月 15 日、最高裁判特別法廷は政府に、「政府はタナクプル堰の建設に土地を提供しているため、憲法 126(2) に従い、国会の承認を要する」との判断を示し、憲法第 126 条第 2 項に従いタナクプル問題で国会の承認を受けるよう裁定した。

これを受け CPN (UML) など左派 4 党は、タナクプル問題で首相の辞任を要求し、抗議行進、集会を持った。一方政府と与党は最高裁判判断を、「国会の責任の重大さが確認された」と表現し、冷静に受けとめようとしている。しかし、憲法問題となったことで政治的紛糾に新たな局面が加わったため、動搖が広がっている。

●ブータンのネパール人問題とネパール 1990 年の半ば以降、ブータンでは政治的民主化を求めるグループの動きが活発化し、それに伴い同国内の政治活動規制も強まった。民主化要求グループのなかでは、ネパール系ブータン人 (ブータン政府はネパール系ブータン人の人口比を 30% 弱と発表している。一方ネパール系グループは 50% 強と主張している) が運動に積極的であることから、ブータン政府が国内のネパール系ブータン人に警戒感を強め、「ブータン化」政策をとることでネパール系ブータン人の活動を抑えようとした。その結果、90 年後半以降、ネパール系住民の国外脱出が頻発するようになった。ネパール系住民の多くは、国境を越えてインドまたはネパールに移動し始めた。92 年始めには、これらネパール系ブータン人は、ネパール東部のカンカイ河岸に定住を始め、数は 6 万 5000 に達したといわれる。

このような難民の増加からネパール政府は、難民の帰国を求めてブータン政府に対処を求めた。

これに対してブータン政府は、これら「難民」すべてがブータン国民であるとは証明されないとして帰国受け入れを拒否し、むしろ内政干渉であるとして不快感を表明した。ブータン政府は、「ネパール系ブータン人と呼ばれる人々のすべてが真にブータン人であるとは言えず、インドからの帰国労働者である可能性がある」と主張しているのである。そのことから両国の関係は緊張をはらんできた。

ネパールがこの問題に関与する理由には、ブータンの国王による支配体制を、ネパールが実現したものに近い民主的なものと代えたいという意図が背後にある。ブータンの政治改革が実現されれば、ネパール系住民の利益擁護は可能であると考えている。しかしブータン政府にはこのような改革を実現する意図はなく、逆にブータンを、「純粹ブータン国家」としたいと考えているといわれる。

問題解決のためにネパール・ブータン政府の接触も持たれている。1992年3月には、ネパールのシャハ外務次官がコイララ首相からブータン国王への親書を携えて、協議のためにブータンに赴いた。ネパールは、この問題でインドの調停も希望しており、6月の地球サミットでコイララ首相は、ラオ首相と協議している。帰国後コイララ首相は、インドはネパールにおけるネパール系ブータン人難民の問題解決に关心を寄せ、ラオ首相はできる限りのことをしたいと約束したと語っている。しかし現実のところ、インドの仲介でネパールの希望するような解決が実現する見込みはない。インドは、ヒマラヤ地帯での政治の現状が変わることから発生する危険は回避したいのである。

一方、国内での問題関心を高めるためにコイララ首相は7月に、ブータン難民問題で全党会議を

招集した。ここで首相は、ブータン政府との協議により問題を解決したいとの方針を表明し、これが失敗した場合は、インドを加えた3者協議でインドの仲介を要請するとの方針を示した。ネパールは問題の国際化で、解決を図ろうともしており、国連開発プロジェクトやユニセフを現地視察に受け入れている。

両国政府の接触は9月にジャカルタ非同盟会議の場でも持たれた。コイララ首相は、会議に出席したブータンのシェリン外相と会談し、シェリン外相はネパール訪問の意向を示した。ジャカルタから帰国したコイララ首相は、難民問題は「(二国間協議で)一步前進」した、12月のSAARC(南アジア地域協力連合)首脳会議の際のブータン国王との会談に期待すると述べた。また、ラオ首相とともにジャカルタで会ったが、ブータン問題はとりあげられなかった。

シェリン・ブータン外相は11月にネパールを訪れ、ネパール政府とブータン難民の帰還問題を協議したが、話し合いは前進を見せなかった。しかし両国は、政府間のハイレベル協議を持つことで合意した。その後、12月13日に予定されていたSAARC首脳会議が、インドのアヨーディア紛争のため延期となったことから、ネパール政府はブータン政府との折衝のために12月10日にジョシ観光大臣をダッカでシェリン・ブータン外相と接觸させた。シェリン外相はこの時、先のネパール政府との協議の内容は国王に伝えてある、国王は1993年1月に延期されたSAARC首脳会議の際のコイララ首相との会談で問題解決の糸口がつかめることに楽観的であると述べたが、国籍認定といった難しい問題をどのように処理するかなどを含めて、難題が多く、早急な解決の可能性はないと考えざるをえない。

(動向分析部)

重要日誌 ネパール 1992年

1月29日 トネバーリー・コングレス(NC)は1976年以来総裁代行のバッタライを、NC総裁に無投票で選出。

2月3日 民族民主党のタバ派とチャンド派が合併、タバが総裁に、チャンドが副総裁に就任。

10日 下院補欠選挙2議席(9日に投票)の結果は、NCと、統一マルクス・レーニン主義者ネパール共産党(CPN<UML>)がそれぞれ1議席ずつを確保。

23日 国会でネパール・サドバヴァナ党(NSP)を除く野党が、昨年12月のインド訪問でインド国境のタナクブル堰に関して首相がインドと交わした協定の詳細説明を要求。政府はインドとの合意内容を2月28日に議会に提出することを約束。

28日 国会混乱、水資源相が答弁できます。

29日 水資源相は、タナクブル堰に関して1つたりともインドに譲っていないと主張。

3月1日 政府は、コイラ首相訪印時にインドと交わしたすべての合意、協定、条約を議会に提出。しかしCPN(UML)からの討議要求動議は拒否。

3日 政府は、ルピーの部分的の交換制移行を決定。

15日 首相、中国訪問に出発。16日に李鵬首相と会談。18日には経済・技術協力協定に調印。ネ中共同声明は22日に発表。

30日 シャハ外務次官がネパール系ブータン難民問題協議のため、首相親書を携えブータンに向かう。

4月16日 ネパール援助国際会議、来年度対ネパール援助4億4500万ドルを約束。

5月13日 公務員・軍・警察・教員の賃金体系改正。

15日 新商業政策が発表される。1982年の商業政策に代わるもの。輸出拡大重視、貿易多様化と輸出産業の後方リンクの開発を重視。

26日 政府は国籍証発行手続き簡素化のためにネパール国籍政令を発表。村開発委員会の委員長・副委員長が国籍証を発行できる。

27日 政府は産業政策を発表。国営企業の民営化を進め、民間企業には介入しない、国家経済に重要な部門で必要な場合は政府が国内・外国企業との合弁や政府企業を設立するが、政府のシェアは徐々に下げる。

28日 地方自治体選挙投票第1日目、投票率は50~60%。

31日 地方自治体選挙投票第2日目。

6月4日 地方自治体選挙途中結果。NCは好調、結果判明27市委員会について、市長16、副市長15、議員379中206を獲得。

5日 1991年国勢調査速報、人口は1846万2081。

11日 コイラ首相、リオの地球サミットに出発。12日に演説。また、ラオ・インド首相、メジャー英国首相、モルディブのガユーム大統領ら各国首脳と会談。14日には、シャリーフ・パキスタン首相、スハルト・インドネシア大統領、マハティール・マレーシア首相らと会談。20日に帰国。

20日 首相、帰国後の記者会見で、ラオ・インド首相との会談で、インドはネパールにおけるネパール系ブータン人難民の問題解決に关心を寄せ、できる限りのことをしていと約束したことと明らかにする。

27日 56郡の郡開発委員会選挙投票。残りは6月29日から7月12日の間に実施。

28日 国家教育委員会報告書が首相に提出される。

7月1日 国会上下両院合同会議で国王演説。

2日 4件案に日本政府贈与11億ドル(32億円)。

7日 首相、ブータン難民問題で全党会議を開く。首相は、ブータン政府との協議で解決したいとの方針を表明、これが失敗した場合は、インドを加えた3者協議でインドの仲介を要請する意向を明らかにした。

下院で、議員に母語の使用を認める。しかし議事運営はネパール語のみ。

9日 1991/92年度経済白書、議会に提出。GDP成長率3.1%(前年度成長率修正値は5.5%)、農業は0.5%、工業7%、食糧生産-6.5%、商品作物生産9.1%。

11日 新年度予算案が国会に提出される。総額336億ドル(前年度修正見積246億ドル)、租税収入170億ドル(同133億ドル)、うち増税7億ドル、外国グラント46億ドル(23億ドル)、経常会計赤字120億ドル(90億ドル)、外国援助は103.5億ドル(71億ドル)。歳相は予算演説で、貧困軽減、行政改革、農村開発重視を強調した。

政府は、外貨収入75%の市場売買を許可、金銀輸入も条件付きで許可。外貨準備は4月末で240億ドル。

21日 アチャリヤ農業大臣は下院で、農業省、工業省に言及し、「各省、公社、その他政府機関内の委員会が食いものにされている」との発言。

26日 アチャリヤ農業大臣、「委員会食いもの」発言問題で議会を紛糾させた責任をとり辞表を提出。

政府は、7月中に公企業3社の民営化を実行すると発表。7月20日以来、22社に打診しそのうち17社が購入希望を示し、交渉が進んでいる。しかし企業名とその資産は公表せず。

27日 国王、アチャリヤ農業大臣の辞表を受理。

29日 ネパール食糧公社の食糧備蓄は34万トン(30日に10万トンをキンタールに修正)、商業・供給担当大臣の食糧

不足指摘に応えた下院答弁。

31日 ネパール人28人を含む113人を乗せたタイ航空機が墜落。

UNDPとUNICEFは、ジャバ郡ベルダンギとモラン郡バタリのブータン難民キャンプを視察。

8月8日 9日から、灯油、ガソリン、ジーゼル油価格引き上げ。旧価格は91年7月26日に設定のもの。

「現代ブータン」セミナーでダカル森林環境大臣は、政府はブータンの現在の情勢に関して明確な政策を持っている、ブータン難民が誇りを持って帰国できるようになるべきだなど講演。

18日 首相は、ブータン難民問題は友好的に解決したい、この問題をジャカルタでインド首相、ブータン国王と話し合うつもりだ、と述べる。

31日 首相、非同盟会議出席のためジャカルタに。9月1日に首相は、スリランカ首相、中国外相と会談。2日は、ツェリン・ブータン外相と会談。ブータン外相は南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議前の10月にネパール訪問の意向を表明。また、ラオ・インド首相、ジア・バングラデシュ首相、シャリーフ・パキスタン首相とも会談。

9月7日 首相、帰国。ブータン難民問題は、「(両国間協議に向けて)一歩進した」、SAARC首脳会議のおりのブータン国王との会見に期待する。ラオ首相との会談ではブータン問題はとりあげなかった。

11日 下院は、NSP議員提出の決議を、NC議員の修正案を付して採択。王国ネパール軍にマデーシーその他のエスニック・グループの採用を可能とするための具体的な基準の設置が骨子。首相は答弁で、山地の出身であるなしにかかわらず、ネパール軍への能力に応じた公平な採用がなされるべきだと発言。

24日 プレマダサ・スリランカ大統領、ネパール訪問。

28日 パキスタン航空機、167人を乗せ墜落事故。

10月19日 ラオ・インド首相、公式訪問、21日まで。第1回首相会談。コイララ首相主催の夕食会で両首脳は、両国の経済協力の分野の拡大、貿易自由化、ネパールの貿易赤字解消、相互利益のために水資源の利用などに触れる。コイララ首相は、ネパールの貿易赤字削減の必要性、水資源での協力を訴える。インドはネパールの輸出促進、工業化に協力の意思、水資源の利用で電力、灌漑、洪水制御への協力を表明。ラオ首相は、両国民のために行なえる最大のことは水資源の分野である、貿易・通商でインドはさらに歩み寄り、合弁の条件をさらに自由化する、インドの対ネパール投資を進め、ネパールの対インド輸出を拡大したい、などと強調。

農業資材公社は、化学肥料価格を改訂。

20日 インド・ネパール首相は、朝食会を兼ねて2時間にわたり会談。政府間協議も行なわれる。ラオ首相は、国王に謁見、ともに夕食。

21日 インド・ネパール首相、記者会見で共同コミュニケを発表。二国間協力の強化、ネパール製品の対インド輸出制度の簡素化を進めることを決定。コイララ首相はラオ訪問の成果を最大級に評価する発言を行なった。ラオ首相、帰国。

29日 政府は3ヵ年行動計画を発表。経済構造調整計画にあわせて、経済成長5%、インフレ率5%，政府財政支出の抑制などを盛り込む。

11月6日 政府公務員体系改訂、公務員の大幅人事改革実行。

12日 国連平和軍でレバノン派遣のネパール軍兵士がヘズボッラの襲撃で死亡。

22日 ツェリン・ブータン外務大臣がネパールを訪れ、政府とブータン難民の帰還問題を協議。ツェリン外相はコイララ首相とも会談。一連の会談でツェリン外相は、ネパール系ブータン人難民の帰還について言質を与える。

23日 ブータンと、難民帰還問題で、両国政府のハイレベル協議を持つことで合意。ネパール首相とブータン国王が12月にダッカでのSAARC首脳会議の際に会談の予定。

12月2日 NC中央執行委員会が発足。2人増えて27名となる。G・M・シンは特別終身委員となる。

8日 デウバ内務大臣は、難民キャンプその他にいる9万人のブータン人はネパールの社会・経済生活を脅かしていると発言。

10日 ジョシ観光大臣がダッカで、ツェリン・ブータン外務大臣と会談。ツェリン外相は、先のコイララ首相との会談で示されたコイララ首相の見解をブータン国王に伝えたことを明らかにした。

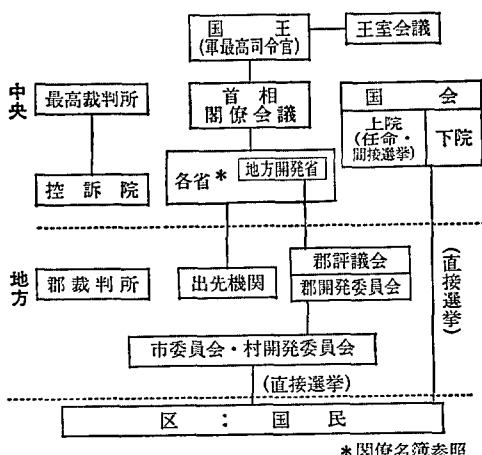
11日 ネパール石油公社は、カトマンドゥ盆地に日15万㎘の灯油供給能力があり需要に対処できると強調。インドのアヨーディア紛争の結果、灯油の買い焦りが始まっている。

15日 最高裁特別法廷は政府に、憲法126(2)(条約の批准)に従いタナクブル問題で国会の承認を受けるよう裁定。

16日 左派4党はタナクブル問題で首相の辞任を要求、抗議行進を行ない、集会を持つ。

21日 政府は全国75郡のうち70郡の主席郡行政官(CDO)を更迭、5郡のCDOは留任。

① ネパール国家機構図(1992年末現在)



② 政府閣僚名簿(1992年12月末現在)

首相(王室、国防、外務相兼務)	Girija Prasad Koirala
住宅・都市計画相	Bal Bahadur Rai
土地改革・管理相	Jagannath Acharya
観光相	Ram Hari Joshi
内務相	Sher Bahadur Deupa
地方開発・農業相	Ram Chandra Poudel
一般行政・法・裁判・議会担当相	Maheshwar Prasad Singh
土木・運輸相	Khum Bahadur Khadka
教育・文化・社会福祉相	Govind Raj Joshi
保健相	Ram Baran Yadav
大蔵相	Mahesh Acharya
商業・供給相	Aishwarya Lal Pradhananga
工業・労働相	Ramkrishna Tamrakar
森林・環境相	Bir Mani Dhakal
通信相	Bijaya Kumar Gachhedar
水資源相	Lexman Prasad Ghimire
国務相	
土地改革・管理一般行政・法・裁判・議会担当	Siddha Raj Ojha
土木・運輸	Dinabandhu Aryal
	Shiva Raj Joshi

商業・供給	Surendra Prasad Chaudhari
教育・文化・社会福祉	Hasta Bahadur Malla
住宅・都市計画	Direndra Prasad Badu
工業・労働	Diwakar Man Sherchan

③ 1992年産業政策(5月15日発表)

民間部門がネパールの工業化に中心的な役割を果たせるような環境を創り出すために、公共部門企業のほとんどを民営化し、民間企業の国有化は行なわない。同時に、政府は、自由で競争的な雰囲気を創り出す以外には、工業製品価格の決定に介入しない。政府は、民間部門が企業設置に積極的でないが国家経済全体にとって必要な場合に、工業化の初期段階で、ネパールもしくは外国の民間企業との、もしくは外国政府との合弁企業を設立する。しかし、政府と公企業が所有するこのよう(合弁)企業の株式は、徐々に民間に移転する。

生産性にもとづいた賃金決定政策を採用する。再建可能と判断される赤字企業を援助はするが、再建不可能な赤字企業で、国家経済にとって負担となるだけの企業は、労働者・従業員への賃金および付帯便宜を支払った後に閉鎖を認める。

共有・民間による森林開発、水力発電と電力供給、託児所、病院、電動鉄道、道路、橋、トンネル、ロープウェイなどの建設・管理に、民間部門の参加を促す。

1. 目的

- (1) 工業生産と生産性の強化により、工業部門の国家経済への貢献を拡大する。
- (2) 地元資源利用産業と輸出指向産業の発展を促す。
- (3) 労働集約的産業の発展をとおして、農業部門の失業・半失業圧力を軽減する。
- (4) 均衡のとれた地域開発に適した工業化政策を採用する。

2. 政策

- (1) ネパールの比較優位性を利用するよう、適切な競争をとおして工業を発展させる。
- (2) 関税で工業を保護する。
- (3) 工業への保護を、时限を設定して計画的に解除する。
- (4) ネパールの労働・技術・資源を利用するよう、また、国家的に重要な工業を開発する。
- (5) 工業製品の輸出をとおして経済発展を加速させる。
- (6) とくに農村地帯に雇用機会を創り出すため、小規模工業・家内工業・農業関連工業の開発に力を注ぐ。

- (7) 外国投資を誘致し、先進技術の移転と効率的な経営に配慮する。

3. 戦略

- (1) 工業の設立・拡張・近代化のために、手続きを自由化し簡略化する。
- (2) 窓口の一本化により、工業に必要なあらゆるサービスを提供する。
- (3) 日常消費品と建設資材の輸入から生ずる経済への圧力を減らすために、競争力のある輸入代替産業の発展に力を注ぐ。
- (4) 産業保護制度を簡略化し透明にする。
- (5) 均衡のとれた地域開発のために低開発地域への工業投資を促す。
- (6) 国内の熟練工業マンパワーの需要にできるかぎり応じ、関連する訓練・研究計画を統合的に進めるために、必要な措置をとる。
- (7) 利潤を、自己の企業もしくはその他の下請け企業に再投資する企業家に、補助を追加する。
- (8) 赤字企業の状態を検討した後、企業再建の観点から再建計画を実行する。
- (9) 國際市場で自由に競争するために、技術ノウハウと効率性の向上により、生産性改善のための必要な制度的措置をとる。
- (10) 生産と生産性の改善のためのキャンペーンを進め る。
- (11) 企業新設・拡張・近代化の一方、環境への影響を最小限に防ぐ手段を講じる。
- (12) 技術マンパワー開発のために技能開発計画を進め る。
- (13) ネバールの家内工業・小規模工業を保護する。これら工業への技術移転を認める。
- (14) 国有企業を段階的に民間部門に移転する。
- (15) 環境・居住区域・国家遺産への産業汚染の影響を和らげるべく、段階的に、環境と汚染に関するガイドラインの実行の準備をする。

4. 工業の分類と規模

(1) 分類

- a. 製造業：原料、半加工材料もしくは副産品、もしくは廃品を用いて製造。
- b. エネルギー産業：水資源、風力、太陽、石炭、石油、天然ガス、バイオ・ガスその他の資源からエネルギーを生産。
- c. 農業・林業関連産業：養蚕業、果樹栽培・加工、コーヒー生産・加工、薬草栽培・加工、野菜種子生産、園芸、農林業、共有林、民有林などの農業・林業関連産業。

d. 鉱業：鉱物生産・加工。

e. 観光業：旅館、モーテル、ホテル、食堂、リゾート、旅行業、スキー、グライディング、ラフト、ボニーー・トレック、熱気球、バラセイリング、ゴルフ場、ボロ、乗馬など。

f. サービス業：修理工場、印刷、コンサルタント業、綿織り業、映画、大工業、公共運輸、写真、病院、保育所、教育機関、ラボラトリ、航空業、冷蔵業など。

g. 建設業：道路、橋、トンネル、ロープウェイ、跳ね橋、鉄道、トロリーバス、事務所、商業地区、住宅地区の建設。

(2) 産業分類への追加：工業振興局が産業分類を追加する。

(3) 規模

a. 伝統的家内工業：特殊技術または地元材料・資源を用い、労働集約的で、民族的伝統・技能・文化と関係する伝統産業(付記1)。

b. 小規模工業：伝統的家内工業以外で、固定資本投資1000万㌦以下。

c. 中規模工業：固定資本投資が1000万㌦から5000万㌦。

d. 大規模工業：固定資本投資5000万㌦以上。

5. 産業許可証と規制

(1) 付記2に記載の、軍需・公衆衛生・環境関連を除く企業の設立・拡張・近代化には、許可証は不要である。許可証の交付・不交付の決定は、許可証申請の受理後30日以内に下される。家内工業は操業開始後6カ月内に登録、その他の企業には操業前に登録の義務がある。登録のための企業化調査は不要である。登録申請後21日以内に申請者に登録通知が下される。

(2) 外国の工業投資は許可を要する。

6. 便宜

(1) 伝統的家内工業は、所得税・販売税・消費税を免除される。

(2) 製造業(紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、アルコール、植物油、プラスティック、電子品組立を除く)、エネルギー産業、農業・林業関連産業(製材、カテキューを除く)、鉱物関連工業は、操業開始日から5年間は所得税を免除される。

(3) 付記3に記載の国家的に重要な産業は、操業開始日から7年間は所得税を免除される。

(4) 輸出所得には所得税を課税しない。

(5) 企業は、各所得税スラブから税率を5%ポイント減ずることができる。

- (6) 紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、アルコール以外の産業で、付記5に記載の遠隔地、未開発地、低開発地に立地した企業は、それぞれ、所得税を50%，20%，10%，消費税を25%，15%，10%減免される。もし付記の分類に変更があれば、それにしたがい企業は特典認可を失うが、その場合、操業開始日から5年間は特典を享受できる。
- (7) 企業は、所得税法にしたがい33%の減価償却率を認められる。
- (8) 公企業として設立された企業で、株式の最低15%が100人以上に分与されており、証券市場に上場されている企業は、法人税を5%減免される。
- (9) 再投資もしくは25%以上の設備能力の拡張、もしくは技術近代化、もしくは下請け企業創設により分野拡張を試みる企業は、固定資産増加分の40%を所得から控除できる。この控除は、一括もしくは3年間に分割して行なえる。
- (10) 企業の汚染防止装置への投資には、課税対象所得から50%減額を認める。
- (11) 産業振興局の勧告で政府官報に布告される観光、サービス、建設関連の特定産業には5年間所得税が免除される。
- (12) 技能訓練支出を含む準備費用は、投資資本として計上できる。
- (13) 総利潤の10%が、技術・生産開発、効率改善に関連する支出として所得税課税対象から控除できる。
- (14) 企業投資金への配当金には所得税を課税しない。
- (15) 所得査定では、総所得の5%までを、学校・大学・宗教所・社会事業への寄付として控除できる。
- (16) 純所得の計算の際に総所得の5%までを、製品の広告・サービスの促進のための支出、接待、その他同種の支出として控除できる。
- (17) 90%以上の地元資源を生産に利用し、付記3に記載されない紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、製材、カテキュ、製造業、エネルギー産業、農業関連・林業関連・鉱物関連工業を除く産業は、さらに2年間の所得税免除を認められる。
- (18) 1000人以上を雇用する企業は、さらに2年間の所得税免除を認められる。
- (19) 地元原材料・科学品・梱包材料を利用する企業で、消費税もしくは販売税、もしくは両税がすでに課せられている企業は、消費税もしくは販売税、もしくは両税が払い戻される。

7. 基盤整備

- (1) 電力・水・通信施設を優先的に供給する。
- (2) 企業設置の際に政府用地・工業団地を優先的に供

給する。

8. 輸出指向企業への優遇策

- (1) 輸出指向企業の原材料・副材料への関税・消費税・販売税は、申請60日以内に輸出業者に、輸出量を基準に払い戻される。
- (2) 製品の90%以上を輸出する企業は、輸出加工区に設立の企業と同様の便宜を受ける。保税倉庫利用も継続できる。
- (3) 国内で製品を外貨販売する企業には、商品への消費税・販売税、また利用原材料への関税・消費税・販売税が、申請60日以内に払い戻される。
- (4) 輸出品の中間財への関税・消費税・販売税は、輸出量を基準に申請60日以内に輸出業者に払い戻される。

9. その他の特典

- (1) 故意に低い価格で輸入された物資は、国内産業に認められる保護の水準を維持するために輸入税を課す。
- (2) 企業は国有化しない。
- (3) 赤字企業の再建計画は、その企業の再建可能性を調査した後に実行する。
- (4) 林業関連企業に、貸与もしくは契約ベースで森林を利用させる措置をとる。

10. 特典の供与

- (1) 許可証・登録証には、企業に認められた特典、企業の責任、遵守する条件を明記する。民間部門代表1名の参加で、独立した委員会を設け、特典を認められず困難に直面している企業家の問題を解決する。課された条件を守らない企業家には、政府はいかなる時でも許可証・登録証を撤廃できる。処分を受けた企業家は处分への反論を行なう機会が与えられる。
- (2) 企業家は、本政策にもとづいて施行される法律でも、同様の特典を継続して受けられる。

11. 産業補助政策

- (1) 産業振興局：付記4にしたがい産業振興局を設置し、政策段階・実施段階での調整を行ないつつ工業化を促進する。
- (2) 家内工業・小規模工業への制度的取り決め：地元原材料・労働・伝統を利用した家内工業・小規模工業の製品には、統一的に、技能開発訓練、技術・コンサルタント・サービス、機械・設備、原材料、市場網の援助を提供する。
- (3) 工業団地経営社：工業団地所有の工場建物・土地は、それを工業に利用するとの条件で企業家に売却する。工業団地の経営は、団地内の企業に委ねられる。工業団地経営社は、民間部門の完全所有もしく

は部分所有での工業団地設立を積極的に援助する。政府は、工業団地内に設立された企業への優遇策を拡大する。

- (4) 小規模・家内工業への融資：別個に、小規模・家内工業への固定資本・操業資金の援助を行なう。
- (5) 技術開発・移転への制度的支援：技術開発移転事業団を設置し、技術開発・移転をさらに効果的に進め、技術の適切な輸入・開発・運用で工業化の進展を支える。
- (6) 輸出加工区：工業開発の速度を早めるため、また、国際収支への影響を最小限とするため、輸出加工区を設ける。加工区内の企業には、機械・機材、原材料、輸出製品に課税しない。
- (7) 産業人材・生産性評議会：政府と民間部門の参加で産業人材・生産性評議会を設置し、全国キャンペーントとして生産性向上計画・有能な人材の供給計画を進め、工業部門の効率と生産性を高める。あらたな機能が成立するまで経済サービス・センターにこの生産性計画の実行を委ねる。
- (8) 環境と産業汚染防止のための特別措置：工業省に独立の機関を設け、工業発展に起因する汚染の影響を最小限に防ぐための政策・ガイドライン・基準の策定を行なわせる。工業省は、有資格の能力ある人材をこれにあて、環境アセスメントを行なわせる。ネパール規格局を強化し、産業汚染の計測とモニターの基準を設定させる。
- (9) モニター：民間部門の参加をえて工業省にモニター・監視組織を設置し、産業政策と関連法・法令の実施を監視し調査する。この機関はまた、工業部門に発生しうる独占状況の監視と統制も行なう。
- (10) 会社登録局：会社登録局を設置し、工業・商業部門の会社に関する行政・登録、企業の株式、社債発行、配当金を監督する。
- (11) 窓口一本化：本政策で述べられた諸策を実施するために、関連部の長の参加で高級委員会を、産業振興局内に設置する。

付記1：伝統的家内工業の業種リスト

Handloom, paddle loom, semi-automatic loom, warping, dyeing and printing works, tailoring, knitting, hand knitted woollen mat and blanket (radipakhi), hand knitted woollen carpet, pashmina, woollen garments, carpentry, wooden artistic product, cane and bamboo works, natural fibers products, hand made paper, gold, silver, brass copper works and ornaments, sculptures, precious and semi-precious stones, honey,

chyuri, cardamon processing, pottery, leather cutting and tanning, rural tanning, cobblers, traditional work products, jute, sabai grass, choya, cotton thread, leather goods, artistic products made up of bones and horns, stone caring, metal based precious and semi-precious stones, fine arts, pauwa, batik, goods based on hand made paper, incense stick (dhup), dolls and toys, stone studded philgiree products.

(注) (1)特例を除きこれらの製造機械は1馬力以上の電気モーター、ジーゼル、ガソリン、石油駆動エンジンを用いない。(2)機械を用いた紡績と絨毯製造には許可証が必要となる。

付記2：軍需関連産業

Industries producing traditional and modern arms and ammunition, gunpowder and explosives, security printing, currency and coins.

公衆衛生・環境関連産業の業種リスト

Cigarette, bidi, modern leather tanning, beer and alcohol, sugar production, pulp and paper, cement, textile washing and dyeing, bitumen, chemicals, fertilizer, pesticides, lubricant, oil producing industries, foam, carpet washing and dyeing, soap, electro-plating, photo processing, tyre tubes, LPG, petrol and petroleum products, mineral based large industries, hydro-electricity generating plant, stone crushing, forest based medium and large scale industry, paints, brick making.

付記3：国家的に優先される産業の業種リスト

1. Modern sugar and khandsari mills
2. Modern mills processing, local oil seed processing
3. Inregrated dairy (including animal husbandry industry)
4. Fruit and vegetable seed production
5. Tea and coffee farming and processing
6. Fruit processing
7. Herbs farming and processing
8. Baby food and hygienic food industry
9. Leather processing and leather goods producing industries
10. Commercial and professional tools and implements industries
11. Slate, stone and concrete block industry
12. Cotton, woollen, silk yarn and industries based on them
13. Paper industries, writing, printing and news print

paper

14. Education materials and stationeries industries
15. Pharmaceutical
16. Medical equipment and tools producing industry
17. Engineering industry (including agricultural and industrial tools and equipment)
18. Insecticides and pesticides industry
19. Chemical fertilizer(excluding blending and mixing)
20. Industry manufacturing energy and fuel saving devices
21. Industry manufacturing pollution control devices
22. Industry based on waste products
23. Hydropower generation and distribution
24. Hotel, resorts
25. Road, bridge, tunnel, rope way, flying bridge, railway, trolley bus and office and residential complex (excluding real estate business)
26. Mineral based industry
27. Industry utilizing hydroelectricity as main component as caustic soda, chlorine and aluminium smelter etc.
28. Hospital, nursing home
29. Computer software
30. Export oriented agro-based industry
31. Precision goods

付記4：産業振興局の構成(省略)

付記5：工業発展の郡別分類

(1) 遠隔郡

1. Darchula 2. Bajhang 3. Bajura 4. Humla
5. Mugu 6. Jumla 7. Kalikot 8. Dolpa
9. Mustang 10. Manang 11. Solukhumbu
12. Sankhuwasabha 13. Taplejung 14. Khotang
15. Bhojpur 16. Accham 17. Dailekh 18. Jajarkot
19. Rukum 20. Rolpa 21. Okhaldhunga
22. Baitadi 23. Rasuwa 24. Myagdi 25. Gulmi
26. Parbat 27. Tehrathum 28. Dadeldhura
29. Phyuthan 30. Sindhupalchok

(2) 未開発郡

1. Kailali 2. Surkhet 3. Arghakhanchi 4. Palpa
5. Syangja 6. Dhading 7. Lamjung 8. Tanahu
9. Gorkha 10. Sindhuli 11. Udaipur 12. Dhankuta
13. Illam 14. Kanchanpur 15. Bardia 16. Dang
17. Nuwakot 18. Kavrepalanchok 19. Baglung
20. Dolakha

(3) 低開発郡

1. Jhapa 2. Siraha 3. Sarlahi 4. Mahottari
5. Rautahat 6. Saptari 7. Nawalparasi
8. Kapilbastu 9. Kaski

(注) (1) 非公式英訳版を使用。

(2) 菜種リストは原文から転載。

主要統計 ネパール 1992年

507

第1表 国内総生産	第5表 消費者物価指数	第9表 外国援助の部門別使用額
第2表 主要工業生産高	第6表 國際收支	第10表 外国借款・借款返済
第3表 主要農産物生産高	第7表 対外貿易	第11表 外貨準備
第4表 政府財政	第8表 主要輸出入品目および金額	

(使用記号：- 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート（1米ドル＝ルピー、年平均）

年	1970	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
ルピー	10.125	12.000	18.246	21.230	21.819	23.289	27.189	29.369	37.255	42.742

(出所) IMF, International Financial Statistics, February 1993.

第1表 国内総生産（名目）（会計年度 7月16日～翌年7月15日）

(単位：100万ルピー)

	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90 ¹⁾	1990/91 ²⁾	1991/92 ³⁾
農業	26,555	30,448	35,477	40,889	49,117	55,713	66,419
鉱業	120	110	93	101	116	131	162
製造業	2,622	3,065	3,646	3,619	4,546	7,078	11,704
非家内工業	2,026	2,406	2,962	3,049	3,901	6,074	10,044
家内工業	596	659	684	570	645	1,004	1,660
電気・ガス・水道	342	415	467	513	564	868	1,106
建設	3,989	5,040	5,396	6,074	6,621	7,216	9,020
商業・飲食業	2,207	2,905	3,365	3,911	4,615	5,580	7,287
運輸・通信・倉庫	3,123	3,574	3,686	3,572	3,964	4,746	6,269
金融	3,942	4,715	5,599	6,727	8,122	9,152	11,126
民生・厚生	4,164	5,076	5,871	6,691	6,915	7,812	9,327
GDP(要素費用)	47,064	55,348	63,600	72,097	84,580	98,296	122,420
間接税(純)	3,364	3,888	5,258	5,437	6,245	7,004	8,265
農業	264	311	348	410	471	517	610
非農業	3,100	3,577	4,910	5,027	5,774	6,487	7,655
GDP(市場価格)	50,428	59,236	68,858	77,534	90,825	105,300	130,685
GDP(74/75年度価格)	24,645	25,617	27,475	28,621	30,367	32,052	33,055
農業	14,705	14,789	15,993	17,240	18,516	19,034	19,129
非農業	9,940	10,828	11,482	11,381	11,851	13,018	13,926
GDPデレフーター	204.62	231.28	250.28	270.90	299.09	328.53	395.36
GNP成長率(%)	4.30	3.94	7.25	4.17	6.10	5.55	3.13

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, Economic Survey, 1991-92, Statistical Tables, Table 1.1, 1.2, pp.1-4.

第2表 主要工業生産高

	単位	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92*
食 品							
砂 糖	1トン	24,565	30,040	24,197	31,927	44,548	52,000
茶	1トン	1,112	1,290	1,184	1,393	1,249	1,362
飼 料	1トン	9,250	12,328	11,972	11,543	10,574	16,548
飲 料							
清涼飲料	1リットル	13,434	15,596	12,270	11,520	12,042	12,011
ビ ル	1リットル	3,699	5,276	6,281	6,838	10,386	17,238
タ バ コ	100万本	5,600	6,046	5,665	6,317	6,691	7,127
織 繊							
綿 織 繊	1,000メートル	17,822	9,914	7,057	5,286	5,421	8,249
合 成 織 繊	1,000メートル	11,561	13,363	11,848	13,631	16,484	18,744
ジ ュ ト 製 品	1トン	18,289	17,198	16,950	7,473	11,170	17,260
皮 ・ 皮 革	1,000平方フィート	12,429	6,274	7,117	12,035	14,174	10,336
は き も の	1,000足	121	214	332	744	1,009	1,207
合 板	1,000平方フィート	2,488	1,314	1,315	0	268	334
紙 ・ 紙 製 品	1トン	2,723	4,819	5,904	5,321	6,341	5,933
その他の化学品							
石 け ん	1トン	11,460	12,303	14,856	11,943	20,057	18,630
マ ッ チ	1,000グロス	1,314	1,215	1,272	1,223	1,091	750
ゴ ム ぞ う り	1,000足	4,404	5,769	7,247	7,689	9,752	11,616
プラスチック製品	1トン	1,324	1,579	2,070	2,829	5,604	7,346
その他非金属製品							
セ メ ン ト	1トン	151,631	215,010	217,666	101,179	135,897	214,838
レンガ・タイル	1,000個	33,876	34,629	33,440	16,291	32,625	33,969
鉄 製 品	1トン	34,548	25,625	34,834	36,339	45,631	61,530
金 属 機 器							
ステンレス台所用品	1トン	421	389	237	189	265	143
農 具	1トン	363	297	264	283	113	453
電 気 機 器							
G I / H B ワイヤ	1トン	9,099	12,765	9,640	7,702	6,217	11,568
P V C ケーブル	1キロメートル	18,302	11,773	9,617	13,766	20,842	18,312
乾 電 池	1,000個	8,376	10,808	10,095	10,754	10,350	14,475

(注) *当初9カ月に基づく暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 3.1, pp.15-16.)。

第3表 主要農産物生産高

(単位:1,000トン)

	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92
穀 物							
米 (もみ)	2,804	2,372	2,982	3,283	3,390	3,502	3,223
とうもろこし	874	868	902	1,072	1,201	1,231	1,205
小麦	598	701	745	830	855	836	765
大麦	23	25	25	27	27	28	28
きび	138	138	150	183	225	232	229
商 品 作 物							
砂糖きび	558	617	814	903	988	1,106	1,291
油料種子	79	83	94	99	98	99	88
タバコ	5	5	4	5	7	7	6
馬鈴薯	357	395	567	641	671	738	733
ジユート	61	23	15	18	16	16	19

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 2.1, 2.2, pp.5-8)。

第4表 政府財政

(単位:100万ルピー)

	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91
総支 出	9,797.10	11,513.20	14,105.10	18,005.00	19,669.30	23,549.80
経常支 出	3,584.00	4,135.20	4,677.10	5,676.20	6,671.80	7,570.30
開発支 出	6,213.10	7,378.00	9,428.00	12,328.80	12,997.50	15,979.50
総 収 入	5,817.40	7,260.20	9,427.20	9,457.50	11,262.90	12,894.60
歳 入	4,644.50	5,975.10	7,350.40	7,776.90	9,287.50	10,729.90
外國無償援助	1,172.90	1,285.10	2,076.80	1,680.60	1,975.40	2,164.70
財政取支	-3,979.70	-4,253.00	-4,677.90	-8,547.50	-8,406.40	-10,655.20
財政赤字補填						
外 国 借 款	2,501.10	2,705.80	3,815.80	5,666.40	5,959.60	6,256.70
国 内 借 入	1,403.40	1,644.70	1,130.00	1,330.00	2,150.00	4,552.70
現 金 残 高	75.20	-97.50	-268.00	1,551.10	296.80	-154.20

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.1, p.69)。

第5表 消費者物価指数(全国主要都市)

(1983/84=100)

	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1989/90 対前年度 増加率(%)	当初9ヶ月	
									1990/91	1991/92*
食糧	101.30	120.10	138.30	155.10	165.90	181.90	200.40	10.20	202.00	247.70
衣料	105.30	115.10	126.60	135.60	144.40	170.80	185.90	8.80	186.90	219.30
住宅	113.60	125.80	135.40	149.50	168.20	195.40	216.90	11.00	220.50	260.40
光熱・水	116.50	126.50	130.80	143.10	173.10	200.30	226.60	13.10	228.20	277.20
運輸	108.80	119.20	133.80	149.20	150.60	181.70	183.30	0.90	187.50	221.90
医療	109.40	125.10	140.20	154.50	151.60	165.10	174.50	5.70	173.90	200.10
教育	105.10	115.90	132.20	141.80	151.00	170.90	189.50	10.90	194.50	227.50
全	104.10	120.60	136.60	151.70	161.30	179.90	197.60	9.80	199.60	241.10

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 9.2, p.89)。

第6表 国際収支

(単位:100万ルピー)

	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	当初9ヶ月	
					1990/91	1991/92*
1. 貿易収支	-9,765.50	-12,085.70	-13,186.20	-16,607.60	-9,833.00	-12,382.50
輸出(F.O.B.)	4,127.30	4,211.10	5,169.50	7,619.50	4,843.30	8,481.90
輸入(C.I.F.)	13,892.80	16,296.80	18,355.70	24,227.10	14,676.30	20,864.40
2. サービス(純)	2,211.70	2,989.50	2,613.20	2,691.50	1,648.90	2,984.80
収入	4,785.40	6,189.70	6,368.00	7,679.00	4,570.30	7,581.80
旅行	1,675.70	2,787.50	3,121.20	3,587.60	2,047.80	3,422.70
投資収入	196.00	503.80	651.20	856.50	466.20	687.00
その他の支払	2,913.70	2,898.40	2,595.60	3,234.90	2,056.30	3,472.10
3. 移転(純)	2,931.00	2,761.40	2,818.90	3,661.20	2,153.00	2,714.30
収入	3,043.20	3,020.30	3,028.70	4,040.50	2,301.60	2,848.90
民間(送金)	1,608.40	1,628.60	1,784.20	2,128.30	1,299.20	1,645.00
政府グラント	1,278.70	1,272.70	1,072.70	1,694.00	900.20	897.40
インド消費税返還	112.80	87.20	0.20	188.00	78.10	292.90
その他の支払	43.30	31.80	171.60	30.20	24.10	13.60
4. 経常収支	-4,622.80	-6,334.80	-7,754.10	-10,254.90	-6,031.10	-6,683.40
5. 外国借款(純)	4,368.00	6,045.10	5,888.80	6,300.00	2,495.50	4,273.90
口座	4,675.40	6,425.20	6,617.60	7,154.00	2,973.00	5,107.00
償還	307.40	380.10	728.80	854.00	477.50	833.10
6. その他資本収支	2,527.80	365.60	4,514.90	8,736.10	5,235.70	6,569.80
7. 外貨準備増減(-は増)	-2,273.00	75.90	2,649.60	4,781.20	1,700.10	4,160.30

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.8, p.60)。

第7表 対外貿易

(単位:100万ルピー)

	対インド			対インド以外			貿易収支	貿易総額
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支		
1984/85	1,601.70	3,895.80	-2,294.10	1,138.90	3,846.30	-2,707.40	-5,001.50	10,482.70
1985/86	1,241.10	3,970.90	-2,729.80	1,836.90	5,370.30	-3,533.40	-6,263.20	12,419.20
1986/87	1,302.60	4,262.00	-2,959.40	1,688.80	6,643.20	-4,954.40	-7,913.80	13,896.60
1987/88	1,567.80	4,595.80	-3,028.00	2,546.80	9,273.80	-6,727.00	-9,755.00	17,984.20
1988/89	1,034.90	4,238.70	-3,203.80	3,160.40	12,025.00	-8,864.60	-12,068.40	20,459.00
1989/90	666.60	4,646.30	-3,979.70	4,568.90	13,755.20	-9,186.30	-13,166.00	23,367.00
1990/91	1,701.20	7,772.40	-6,071.20	5,902.50	16,425.50	-10,523.00	-16,594.20	31,801.60

(注) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.1, p.48)。

第8表 主要輸出入品目および金額(通関統計)

(単位:100万ルピー)

	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	当初9ヶ月	
					1990/91	1991/92*
輸入	13,869.60	16,263.70	18,406.10	24,197.90	16,878.50	23,365.70
食料品・動物	1,523.70	1,322.60	1,549.00	2,073.70	1,572.80	2,674.10
タバコ・飲料	172.20	197.10	264.00	345.30	239.60	79.60
鉱物	1,036.80	1,182.70	1,475.00	2,051.90	1,448.10	2,612.40
鉱物性燃料	1,049.90	1,116.60	1,522.00	2,284.60	1,649.30	2,640.00
動植物油脂	352.60	342.70	477.00	719.50	532.90	556.80
化学品・薬品	1,495.40	1,532.60	2,862.00	3,027.00	1,986.20	3,006.50
製造業製品	3,359.20	4,671.00	5,163.00	6,301.30	4,492.20	6,436.10
機械・輸送機器	4,143.70	4,847.00	3,811.00	6,079.90	4,005.50	4,055.30
その他製造業製品	729.10	1,036.60	1,283.00	1,312.70	951.00	1,244.10
輸出	4,114.60	4,195.30	5,217.20	7,603.70	5,498.10	9,880.00
食料品・動物	804.40	577.60	648.00	1,120.10	754.40	1,432.60
タバコ・飲料	10.10	6.60	2.10	26.60	21.50	3.10
鉱物	513.70	249.90	226.00	329.30	232.10	347.20
鉱物性燃料	0.80	—	—	—	—	—
動植物油脂	171.50	100.30	15.00	185.70	146.60	88.60
化学品・薬品	12.60	26.00	21.00	34.30	24.70	21.90
製造業製品	1,601.60	1,982.60	2,725.00	4,357.30	3,141.60	5,365.80
機械・輸送機器	0.50	5.80	0.10	0.20	0.20	—
その他製造業製品	996.90	1,346.50	1,580.00	1,549.90	1,176.70	2,620.80

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.2, p.50)。

第9表 外国援助の部門別使用額

(単位:100万ルピー)

	1988/89			1989/90			1990/91		
	贈与	借款	合計	贈与	借款	合計	贈与	借款	合計
農業・灌漑・林業	211.40	1,255.40	1,466.80	194.90	1,294.80	1,489.70	141.10	1,112.10	1,253.20
農業	82.60	446.90	529.50	92.50	433.70	536.20	62.40	547.20	609.60
灌漑	71.10	720.80	791.90	46.90	725.50	772.40	20.40	414.90	435.30
林業	57.40	87.70	145.10	55.00	125.60	180.60	57.80	150.00	207.80
その他 ¹⁾	0.30	0.00	0.30	0.50	0.00	0.50	0.50	0.00	0.50
運輸・電力・通信	672.30	2,447.90	3,120.10	919.50	1,758.60	2,678.10	1,043.80	1,531.80	2,575.60
運輸	334.50	683.50	1,017.90	371.30	378.60	749.90	687.10	670.30	1,357.40
電力	296.10	1,439.30	1,735.40	526.20	1,275.40	1,801.60	356.70	806.90	1,163.60
通信	41.60	325.10	366.70	23.00	104.60	126.60	0.00	54.60	54.60
工業・商業	46.20	145.00	191.10	10.70	645.90	656.60	120.20	1,270.70	1,390.90
社会サービス	510.20	334.70	845.00	643.30	932.50	1,575.80	324.90	445.40	770.30
教育	34.50	234.40	268.90	65.90	118.70	184.50	30.80	91.40	122.20
保健	288.00	0.80	288.80	106.30	13.30	129.60	105.40	0.00	105.40
飲料水	62.20	55.40	117.70	90.70	149.90	240.60	50.40	131.50	181.90
その他 ²⁾	125.60	44.10	169.60	370.40	650.60	1,021.10	97.50	160.90	258.40
その他 ³⁾	38.10	5.70	43.90	39.40	6.50	45.90	40.80	61.60	102.40
総計	1,478.20	4,188.70	5,666.90	1,807.80	4,638.30	6,446.10	1,630.00	4,360.00	5,990.00

(注) 1) 測量、土地改革。2) 地方開発およびその他社会サービス。3) 統計およびその他。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.9, pp.82-83)。

第10表 外国借款・借款返済

(単位:100万ルピー)

	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92*
直 接							
前 年 末 残 高	9,184.90	13,042.80	16,990.60	23,861.80	30,467.50	52,684.40	60,682.40
借 入 れ	1,287.50	2,361.90	4,069.90	5,671.40	5,959.60	6,256.70	4,575.40
返 済	160.00	249.60	296.50	387.60	700.80	588.00	610.00
利 子 支 払	124.90	235.80	293.00	312.20	419.60	497.00	421.50
純 残 高	10,312.40	15,155.10	20,764.00	29,145.60	36,726.20	5,835.10	64,647.80
間 接							
前 年 末 残 高	18.30	17.80	63.00	72.30	75.60	108.80	107.50
借 入 れ	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—
返 済	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.60
利 子 支 払	0.30	0.60	0.50	0.50	0.50	0.50	0.20
純 残 高	17.80	16.80	62.00	71.30	74.60	107.80	106.90
総 外 国 借 款							
前 年 末 残 高	9,203.20	13,060.60	17,053.60	23,934.10	31,543.10	52,793.20	60,789.90
借 入 れ	1,287.50	2,361.90	4,069.90	5,671.40	5,959.60	6,256.70	4,575.40
返 済	160.50	250.60	297.50	388.60	701.80	589.00	610.60
利 子 支 払	125.20	236.40	293.50	312.70	421.80	497.50	421.70
純 残 高	10,330.20	15,171.90	20,826.00	29,216.90	36,800.90	58,460.90	64,754.70

(注) *当初9カ月。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.10, pp.84-85)。

第11表 外貨準備

(単位:100万ルピー)

月 央	ネパール・ラッシュトラ銀行の準備						民間銀行 保 有	総 計
	合 計	金	I M F ゴ ールドト ランシユ	S D R	外 貨	うちコン バーチブル		
1985.7	1,346.40	112.4	103.5	0.9	1,129.6	920.8	1,253.8	2,600.2
1986.7	2,128.60	134.8	143.2	2.0	1,848.6	1,500.7	1,614.7	3,743.3
1987.7	2,795.80	139.2	159.2	2.6	2,494.8	1,936.8	1,681.4	4,477.2
1988.7	5,594.10	150.7	175.7	4.2	5,263.5	4,808.2	1,801.3	7,395.4
1989.7	6,837.10	176.7	200.2	3.3	6,456.9	6,207.4	1,853.9	8,691.0
1990.4	8,979.40	187.7	225.4	11.5	8,554.8	7,127.3	3,035.0	12,014.4
1990.7	8,935.10	187.1	225.4	11.5	8,554.8	7,127.3	3,035.0	12,014.4
1991.4	11,083.90	214.2	257.3	15.6	10,596.8	9,464.7	4,244.1	15,328.0
1991.7	15,390.00	275.5	321.5	16.4	14,776.6	13,329.0	3,880.0	19,270.0
1992.4*	19,132.20	274.8	333.4	7.8	18,516.2	17,664.3	5,602.1	24,734.3

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.7, p.58)。